

1. 現行の指針の概要

災害が複雑多様化、大規模化する傾向にある中、多岐にわたる指揮業務を現場最高指揮者が1人で掌握することに限界があることから、補佐する隊員と現場の統括、部隊の運用・管理、安全管理及び災害に関する情報の収集・管理等の役割を分担して指揮活動を行うために、必要な人員及び階級について規定している。（表1）

（表1）規定概要

	人数基準	階級要件
指揮車1台につき	3人以上	1人は消防司令以上の階級にある者
	4人以上（多数の人命危険または消防活動上困難が発生するおそれが大きい百貨店、地下街、大規模な危険物の製造所等その他の特殊な施設等が管轄区域に存する場合）	

2. 現状と課題

小規模な消防本部における階級の状況や意見について確認する必要がある。

（表2）消防吏員の階級の基準（昭和37年5月23日 消防庁告示第6号）

階級	消防長の職にある者の階級
消防総監	特別区
消防司監	指定都市又は人口70万人以上
消防正監	消防吏員200人以上又は人口30万人以上
消防監	消防吏員100人以上又は人口10万人以上
消防司令長	上記以外（消防吏員100人未満又は人口10万人未満）
消防司令	—
消防司令補	—
消防士長	—
消防士	—



①分布

全国728消防本部中

消防長が消防司令長の階級にある本部262本部（約36%）

②階級状況の例

階級	役職
消防司令長	消防長
消防司令	消防次長、消防署長など
消防司令補	その他管理職、現場指揮者など
消防士長	係長、隊長など
消防士	係員、隊員など

※特に必要があると認めるときは、消防士の階級を消防副士長及び消防士の階級に区分できる。

(表 3) その他の隊員等の階級要件

隊	階級要件	規定
消防隊の隊員	1 人は、消防士長以上	消防力の整備指針第27条
救急隊の隊員	1 人は、消防士長以上（1 人以上は、救急救命士）	消防力の整備指針第28条
救助隊の隊員等	1 人は、消防士長以上	消防力の整備指針第29条

(消防本部の意見)

昼間は、消防司令が勤務しているが、消防司令補を当直長としていることから、指揮車の運用に制限が生じる。消防本部の規模によっては、消防司令が当直を行っていない状況があるのではないか。

3. 対応策・考え方

階級要件について、小規模消防本部の階級の状況、その他の隊員等との階級の関係や消防本部の意見などを踏まえると、「消防司令以上」とされているものを「消防司令補以上」と改めることが適当ではないか。